

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3268号及び第3269号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市教育委員会が行った開示決定及び不開示決定並びに一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「(1)月別利用統計年報（月別集計）中央図書館・戸塚図書館 平成25年度4月から3月まで」外20件の開示決定及び「(1)月別利用統計年報（月別集計）中央図書館・戸塚図書館 令和5年度1月から3月まで」外1件の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3268号】

(2) 「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」外2件の一部開示決定のうち「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」に係る部分に対する審査請求についての答申

【答申第3269号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3268	令和6年4月8日	令和6年4月22日	令和6年5月8日	令和6年6月4日	個人	教育委員会
3269	令和6年2月22日	令和6年4月22日	令和6年6月7日	令和6年7月5日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3268	答申別表に示す文書1から文書21まで（以下「本件文書1」という。）及び答申別表に示す文書22及び文書23（以下「本件文書2」という。本件文書1及び本件文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）	<p>開示・不開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき全部を開示及び不存在として不開示</p> <p>（開示請求書の記載から本件文書1を特定した開示決定及び令和6年1月の図書館情報システムの更新に伴い、本件文書2は現在作成中につき保有していないとした不開示決定）</p>	原処分妥当
		一部開示	

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3269	(1) 「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>条例第7条第2項第1号に該当</p> <p>・個人の氏名、電子メールアドレス (個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるため)</p> <p>条例第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・法人代表者の印影 (開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため)</p> <p>条例第7条第2項第5号柱書に該当</p> <p>・評価委員ごとの評価点数 (評価委員個人の採点を開示することにより、特定されなかった事業者や第三者から評価結果に対する意見等が個人に向けられるおそれがあり、今後のプロポーザルにおける評価委員の適正な評価に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3268	<p>《利用統計に係る事務について》 教育委員会事務局中央図書館企画運営課では、横浜市立図書館18館の利用状況について前年度分の集計を行い、「横浜市の図書館」（横浜市立図書館年報）を作成し、公開している。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、中央図書館及び戸塚図書館に係る平成25年度4月から令和5年度3月までの月別利用統計年報（月別集計）及び平成25年度から令和5年度までの月別利用統計年報（年度合計）と解される。</p> <p>《本件文書1の特定について》 ア 審査請求人は、本件文書1の開示決定（以下「本件処分1」という。）に対して審査請求をして、審査請求人が求めた文書の公開を求めていることからすれば、対象文書の追加特定を求めているものと解される。</p> <p>そこで、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件処分1により特定された文書と同様の内容の文書又は記録として、①冊子「横浜市の図書館」（例年7月頃に発行）、②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」（例年7月頃に更新）、③書籍「日本の図書館」（日本図書館協会発行）及び④書籍「神奈川の図書館」（神奈川県図書館協会発行）が存在する。</p> <p>(イ) ①冊子「横浜市の図書館」は、市民情報センター等に配架されているものであり、②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」は、①冊子「横浜市の図書館」と同じものがウェブサイト上に掲載されている。</p> <p>そのため、①冊子「横浜市の図書館」及び②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」は、条例の適用外の文書である（条例第17条第3項）。</p> <p>(ウ) ③書籍「日本の図書館」（日本図書館協会発行）及び④書籍「神奈川の図書館」（神奈川県図書館協会発行）は、横浜市以外の団体により発行されており、実施機関の職員が職務上作成又は取得したものではないから、「行政文書」に該当しない（条例第2条）</p>

答申番号	判断の要旨												
	<p>第2項)。</p> <p>(エ) このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>イ また、本件処分1における対象文書の特定は開示請求書の文言に沿うものであり、是認できるものである。</p> <p>ウ したがって、本件処分1については、対象文書の特定に足りないと認められる。</p> <p>《本件文書2の不存在について》</p> <p>本件文書2の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 中央図書館及び戸塚図書館に係る月別利用統計年報（月別集計）及び月別利用統計年報（年度合計）は、例年4月1日から図書館情報システム維持管理運用支援業務の委託作業の一部として、データ抽出・整備が始まり、15日頃に中央図書館企画運営課にデータ形式で納品される。</p> <p>イ しかし、令和5年度（令和5年4月分から令和6年3月分まで）については、令和5年12月末まで稼働していた旧システムが販売を終了したため、新たに事業者を選定し、システムを全面刷新した。このシステム更新では、図書・利用者・管理に関するあらゆるデータを移行するため再構成をする必要があったことから、令和5年度は新旧システムで異なる構成だったデータ群から正しい統計値が得られているかどうかの検証及びプログラム調整が必要とされ、検証及び調整は各種データの収集を経て、令和6年6月に終了した。</p> <p>ウ 文書22のうち、令和6年1月分及び2月分は、開示請求日時点では上記イのとおり、検証及び調整を行っている段階であったため、存在しない。</p> <p>エ 文書22のうち、令和6年3月分は、開示請求日時点では委託事業者からの納品前であったため、存在しない。</p> <p>オ 文書23は、開示請求日時点では委託事業者からの納品前であったため、存在しない。</p> <p>カ 《本件文書1の特定について》アのとおり、①冊子「横浜市の図書館」及び②横浜市ホームページ「横浜市の図書館（横浜市立図書館年報）」は、条例の適用外の文書であり（条例第17条第3項）、③書籍「日本の図書館」（日本図書館協会発行）及び④書籍「神奈川の図書館」（神奈川県図書館協会発行）は、「行政文書」に該当しない（条例第2条第2項）。</p> <p>キ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>審査請求人は、令和6年4月22日付の開示決定通知書及び不開示決定通知書に横浜市教育委員会の代表者名の記載がない、同日付の開示決定通知書中「2 開示の日時及び場所」の記載がないと主張する。</p> <p>しかし、条例第2条第1項において、実施機関は教育長ではなく「教育委員会」とされており、また、「2 開示の日時及び場所」については決定通知書に同封した申出書の提出を受けて開示の実施方法、日時及び場所を決定することから空欄にしているのであって、違法又は不当な点はない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表 本件審査請求文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書</th><th>名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書1</td><td>月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成25年度4月から3月まで</td></tr> <tr> <td>文書2</td><td>月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成26年度4月から3月まで</td></tr> <tr> <td>文書3</td><td>月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成27年度4月から3月まで</td></tr> <tr> <td>文書4</td><td>月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成28年度4月から3月まで</td></tr> <tr> <td>文書5</td><td>月別利用統計年報（月別集計）</td></tr> </tbody> </table>	文書	名称	文書1	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成25年度4月から3月まで	文書2	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成26年度4月から3月まで	文書3	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成27年度4月から3月まで	文書4	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成28年度4月から3月まで	文書5	月別利用統計年報（月別集計）
文書	名称												
文書1	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成25年度4月から3月まで												
文書2	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成26年度4月から3月まで												
文書3	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成27年度4月から3月まで												
文書4	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成28年度4月から3月まで												
文書5	月別利用統計年報（月別集計）												

答申番号	判断の要旨	
		中央図書館・戸塚図書館 平成 29 年度 4 月から 3 月まで
	文書 6	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 30 年度 4 月から 3 月まで
	文書 7	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 31 年度 4 月から 3 月まで
	文書 8	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 2 年度 4 月から 3 月まで
	文書 9	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 3 年度 4 月から 3 月まで
	文書 10	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 4 年度 4 月から 3 月まで
	文書 11	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 5 年度 4 月から 12 月まで
	文書 12	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 25 年度
	文書 13	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 26 年度
	文書 14	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 27 年度
	文書 15	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 28 年度
	文書 16	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 29 年度
	文書 17	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 30 年度
	文書 18	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 平成 31 年度
	文書 19	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 2 年度
	文書 20	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 3 年度
	文書 21	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 4 年度
	文書 22	月別利用統計年報（月別集計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 5 年度 1 月から 3 月まで
	文書 23	月別利用統計年報（年度合計） 中央図書館・戸塚図書館 令和 5 年度

答申番号	判断の要旨
3269	<p>《公募型プロポーザル評価委員会に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に基づき、契約事務受任者が設置した入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、原則として評価委員会を設置することとなっている。</p> <p>評価委員会は、選定委員会が設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとしている。</p> <p>評価委員会の委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案の採点を行い、評価委員会は、各委員の採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならないとされている。</p> <p>選定委員会は、委員の採点が適正に行われたこと、評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと等を審査し、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定している。</p> <p>受託候補者の特定結果については、評価結果、評価点数の合計点、評価基準等の事項をホームページで公表している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）開催経過及び評価結果である。</p> <p>《条例第7条第2項第5号柱書の該当性について》</p> <p>実施機関に確認したところ、横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託に係る公募型プロポーザルの評価に関して、市民から様々な意見が寄せられることがあるとのことである。よって、今後のプロポーザルにおいても、事業者等から圧力がかかる可能性又は委員個人が適正な評価ができなくなる可能性は否定できない。</p> <p>また、委員会は事業者からの提案内容を審議及び評価する場であることから非公開で開催されており、委員ごとの評価点数はインターネット、議事録等の手段による場合も含めて、事後的にも公開されているものではない。</p> <p>したがって、本件で不開示とされた部分を開示すれば、今後のプロポーザルにおける評価委員の適正な評価に支障を及ぼすおそれがあり、本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。
- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号省略）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ省略）

（第4号省略）

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881